

東京大学 CFO オフィス規則

令和 8 年 3 月 1 9 日
役 員 会 議 決
東大規則第 7 7 号
[沿革](#)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京大学基本組織規則（平成 1 6 年 4 月 1 日東大規則第 1 号）第 1 7 条の 2 第 2 項の規定に基づき、東京大学 CFO オフィス（以下「オフィス」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 オフィスは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) CFO
- (2) 総長が指名する副学長及び執行役
- (3) その他総長が指名する教職員

(副 CFO)

第 3 条 総長は、前条第 2 号の執行役のうちから、CFO を補佐し、CFO の行う業務の一部をつかさどる者を指名することができる。

2 前項の執行役を、副 CFO と称する。

(CIO)

第 4 条 総長は、第 2 条第 2 号の執行役のうちから、CFO を補佐し、資金運用に関する業務をつかさどる者として、最高投資責任者（CIO）を指名することができる。

(事務)

第 5 条 オフィスの事務は、関係部署の協力を得て、本部経営戦略課及び本部財務課において処理する。

(補則)

第 6 条 本規則に定めるもののほか、オフィスの組織及び運営に関し必要な事項は、CFO が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

沿革

東京大学 CFO オフィス規則

体系情報

□第1篇 組織及び運営

▽第2章 プロポストオフィス、CFO オフィス及び委員会等

○第1節 プロポストオフィス及びCFO オフィス等

沿革情報

◆令和8年03月19日 役員会議決